社会機能の維持必要な場合の濃厚接触者の待機期間の取扱概要

別添１

　新型コロナ感染者と濃厚接触があった者は、感染している可能性があるため、不要不急の外出を避け、一定期間の自宅待機をお願いしています。

１　濃厚接触者とは

　　感染者の感染可能期間（発症日（無症状者の場合は検査実施日）の２日前から最終接触日まで）に以下の①～④の例に該当するような者です。

　（保健所が感染者から聞き取り調査等を行った上で特定）

　　①感染者と生活空間（食事や洗面浴室等の場）を共有している者（同居家族や寮の同室者等）

　　②１ｍ以内（互いに手を伸ばした際に触れる距離）で、互いにマスクなしで会話をした者

　　③１～２ｍの距離（互いに手を伸ばした際に触れない距離）で、マスク着用等なしで、感染者と15分以上の接触（会話や飲食等）があった者

　　④感染者からの距離に関係なく、換気等が不十分な空間に一緒にいた者

２　濃厚接触者の待機期間（最終接触日からの日数。最終接触日は０日目とカウント）

|  |  |
| --- | --- |
| デルタ株等 | オミクロン株 |
| 1/13以前 | 1/14以降（※） |
| 14日 | 14日 | 原　則 | 社会機能維持者の特例 |
| 10日 | ６日目（又は７日目） |

※オミクロン株の可能性がある者の割合が70％以上の地域（静岡県も該当）

３　社会機能維持者の待機期間の特例

　　社会機能を維持するために必要な事業に従事する者（社会機能維持者）については、やむを得ない場合に、一定の要件のもと10日を待たずに自宅待機を解除できます。

　　社会機能の維持に必要な事業に該当するか、実際に待機期間を短縮するかは事業者が判断

　(1) 待機解除の要件等

　　①濃厚接触者となった社会機能維持者の業務従事が事業者の事業継続に必要

　　②無症状であること

　　③ＰＣＲ検査等で陰性が確認されていること

　　　※事業者が検査結果を必ず確認すること。検査費用は事業者が負担。

　　④事業者において感染対策を徹底すること

　　⑤当該社会機能維持者は10日目までは、業務従事以外の不要不急の外出を控え、通勤時は公共交通機関の利用をできる限り避ける。

　(2) 検査ごとの取扱い等

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 種　類 | 特徴 | 判定時間 | 待機期間の取扱い | 費用の目安（1回あたり） |
| 核酸検出検査（PCR検査） | 遺伝子配列を検査唾液で検査可 | 数日（検体郵送時）検査時間は数時間 | ６日目に検査し、陰性確認後から解除 | 3,000～30,000円程度 |
| 抗原定量検査 | たんぱく質を検査唾液で検査可 | 30分＋搬送時間 | 自費検査はほぼ実施なし |
| 抗原定性検査 | たんぱく質を検査唾液で検査不可 | 40分程度その場で判明 | 6,7日目に２回検査し、陰性確認後から解除 | 1,500円程度 |